

## 茨城県運動部活動指導員 資格要件（変更）

指導する運動部活動に係る専門的な知識・技能に加え学校教育に関する十分な理解を有する者で、下記の(1)～(6)の資格要件は必ず該当し、(7)～(9)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公務員でない者 (県が任用する非常勤講師や兼職兼業が認められている公務員は除く)
- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 9 条の欠格事項に該当しない者
- (3) 当該学校長が指導者としてふさわしい人格を有していると判断した者。
- (4) 過去の指導において、体罰、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴言等で指導員として不適格と認められる事項がない者
- (5) 当該年度 4 月 1 日現在の年齢が満 20 歳以上の者
- (6) 茨城県部活動指導員は、2 年に一度は資格認定講習会を必ず受講すること。また、新たに部活動指導員となる者は、当該年度内に必ず資格認定講習会を受講すること。
- (7) 教員免許を授与された経験がある者
- (8) （公財）日本スポーツ協会等の中央競技団体認定の指導者資格を保有している者
- (9) 学校教育法第 1 条に規定する学校において指導経験がある者